

医療措置協定に係る協議に関するQ & A

○ 共通事項

Q 1 流行初期以降に「発生公表後3ヶ月後～6ヶ月後まで」とあるが、3ヶ月経過後すぐに対応しなければならないのか。

A 1 発生の公表後3ヶ月程度から、流行初期で対応した医療機関に加え、協定締結医療機関のうち、公的医療機関等（対応可能な民間医療機関を含む）も中心となった対応とし、その後3ヶ月程度（発生の公表後6ヶ月程度）を目途に、順次速やかに全ての協定締結医療機関での対応を目指します。

なお、新興感染症の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合は、国がその判断を行い、機動的に対応します。

Q 2 協定締結後に、該当する新興感染症が発生し、対応を行った場合、補助はあるのか。

A 2 流行初期以降については、補助金や診療報酬の上乗せなどを、新興感染症が発生した際に定めることとなっています。

Q 3 個人防護具の備蓄について、何ヶ月備蓄すれば良いか。

A 3 国のガイドラインでは、「新型コロナ対応時（令和3年度～令和4年度）の平均使用量の2ヶ月分を推奨」とある上、県においても協定医療機関のうち、8割以上の施設において、各施設におけるPPEの使用量2ヶ月分以上を確保することが目標となっているため、特段理由がなければ、可能な限り2ヶ月以上でご検討ください。

Q 4 個人防護具の備蓄量の目安は。

A 4 病院及び診療所については、Excel調査票の別タブに掲載しております。訪問看護事業所及び薬局については回答フォーム上部説明文中にPDFのリンクを掲載しておりますので、ご参考にしてください。

Q 5 個人防護具の項目に記入した備蓄数分の補助はあるのか。

A 5 備蓄する物資については、現在のところ国及び県からの補助予定はありません。自費で購入し備蓄を行うことを前提として、数量をご記入ください。

Q 6 協議項目で、対応可能なので見込数等や○などを入力したが、対応するにあたり条件がある場合はどうしたらよいか。

A 6 自由記載欄に入力をお願いします。条件等については、今後協定を締結するにあたり個別に協議を行っていきます。

Q 7 電子申請システムで「送信」ボタンを押したが、エラー画面が出てきて、うまく送信できない。

A 7 電子申請入力画面を開いて60分経つとタイムアウトとなり、入力内容が破棄されます。それまでに入力を済ましてアップロードしてください。また、一度エラー画面が出た場合は、時間をおいてもう一度アップロードを試してみてください。

○ 病院及び診療所（有床・無床）の回答フォームに関する事項

Q 1 各項目での対応数・対応可能項目について、数値をどう出せば良いか。

A 1 各項目の「対応数・対応可能項目」について、新興感染症が発生した場合の流行初期以降（厚生労働大臣公表後3ヶ月後～6ヶ月後）に対応可能な人数・対応可能項目をご記入いただきますが、新型コロナ流行時の自院での対応を参考にご記入ください。

なお、「流行初期以降」は新型コロナにおける2022年12月時点での最大の体制を確保することを目標としているため、その時点の数値を参考にご記入ください。

Q 2 発熱外来の項目の「患者数」について、どれくらいの期間の人数を書けば良いのか。

A 2 1日あたりの人数（1日で対応できる最大人数）を書いてください。

Q 3 発熱外来の項目の「検査」について、「核酸検出検査」とは。

A 3 主に PCR 検査を指すものであり、抗原検査等は対象になりません。

Q 4 発熱外来の項目の「検査」には、「自院で検体の採取及び分析まで実施できる～」とあるが、「医師会等に検体を送っている」などといった場合は対象となるか。

A 4 医師会などに検体を送付している場合、他の医療機関に分析を依頼しているということになると思いますので、対象にはなりません。

Q 5 設問 4 「検査」で、核酸検出検査を行っていない医療機関のため、検査数は 0 になるが、この場合、「発熱外来患者数」も核酸検出検査ができないため、同じく 0 ということでよいのか。

A 5 協議の回答フォーマットで示す「検査」ができなくても、発熱外来患者を診察することができれば、協定の「発熱外来」には該当するため、1 日あたりの対応人数を記入ください。（例えば、検査方法は Q3 の方法又は抗原検査でも、発熱外来の診察が可能であれば、協定の対象となり得る。）